

ア 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（「大気環境」という。）

- ・環境を構成する基礎的要素としての気象等の状況
- ・地形等地理的要因による気象特性
- ・大気汚染、騒音、振動、悪臭等の現状（環境基準の確保の状況を含む。）
- ・主要な発生源の状況

イ 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（「水環境」という。）

- ・環境を構成する基礎的要素としての水象等（河川、湖沼、海域の位置、流量、流域、潮位、潮流等）の状況
- ・水質汚濁等の現状（環境基準の確保の状況を含む。）
- ・地下水及び底質の状況
- ・主要な発生源の状況

ウ 土壤及び地盤の状況

- ・環境を構成する基礎的要素としての土壤及び地盤の状況
- ・土壤汚染、地盤沈下等の現状（環境基準の確保の状況を含む。）

エ 地形及び地質の概要

- ・地形及び地質の概要
- ・重要な地形及び地質の分布等の概要

オ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- ・動物相、植物相及び植生の概要
- ・動物相の重要な種の分布、生息状況及び注目すべき生息地の分布状況等の概要
- ・植物相の重要な種の分布、生育状況及び重要な群落の分布状況等の概要
- ・全国的な生態系区分における位置付け及び環境の類型区分
- ・大気、水環境、土壤の状況、地形・地質、植物、動物の状況等から把握される地域を特徴付ける生態系の概要

カ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

- ・景観資源・眺望点・眺望の状況から把握される景観の概要
- ・触れ合い活動の状況から把握される触れ合い活動の場の概要
- ・触れ合い活動の状況から把握される触れ合い活動の場の利用状況

キ その他

- ・風害、低周波音、日照阻害等の発生状況
- ・廃棄物の発生及び処理の状況

② 社会的状況

ア 人口及び産業の状況

- ・地域別人口、年齢構成、人口動態等
- ・地域における主要産業、主要産業施設の分布等
- ・就業人口、産業構造、出荷額その他の指標

イ 行政区画の状況

ウ 土地利用の状況

- ・面的な土地利用の状況、河川・湖沼等の位置、主要施設の分布等
- ・土地利用の規制状況

エ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

- ・取水、舟運、レクリエーション利用、漁業等の水域利用の状況
- ・地下水取水状況

オ 交通の状況

- ・道路、鉄道等交通機関の位置、経路等
- ・港湾、空港等の分布
- ・交通機関の交通量（道路交通量、航空機発着頻度、利用者数、取扱貨物量等）

カ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校、病院、診療所、療養所等、図書館、児童館、福祉施設、児童公園、都市公園、研究機関、精密工業、花卉等の農業、畜産業等の分布
- ・集落の分布状況、住宅の分布状況

キ 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備の状況及び将来の計画

- ・上水道の整備状況及び給水人口、水道整備基本構想等
- ・下水道（浄化槽等を含む。）の整備状況及び処理人口、下水道整備計画等
- ・廃棄物処理施設の整備状況、整備方針等

ク 都市計画法に基づく地域地区の状況その他の土地利用計画

- ・都市計画法に基づく都市計画区域、地域・地区の指定状況等

ケ 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

- ・大気汚染防止法：総量規制地域等の指定状況、規制基準等
- ・騒音規制法：規制地域の指定状況、規制基準等
- ・振動規制法：規制地域の指定状況、規制基準等
- ・悪臭防止法：規制地域の指定状況、規制基準等
- ・水質汚濁防止法：総量規制水域、規制基準等
- ・湖沼水質保全特別措置法：指定湖沼、指定地域等
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法：指定水域、指定地域等
- ・愛媛県公害防止条例：規制地域の指定状況、規制基準等
- ・自然公園法：国立公園等
- ・自然環境保全法：原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- ・愛媛県県立自然公園条例：県立自然公園
- ・愛媛県自然環境保全条例：自然海浜保全地区
- ・緑地保全法：緑地保全地域
- ・森林法：保安林
- ・絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律：生息地等保護区
- ・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律：鳥獣保護区
- ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約：自然遺産の地域

- ・水産資源保護法：保護水面の区域
- ・都市計画法：風致地区
- ・工業用水及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律：指定地域
- ・建築基準法：日影規制
- ・砂防法：砂防区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律：急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり等防止法：地すべり防止区域
- ・えひめ環境保全指針：環境基本計画の内容
- コ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況
 - ・文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、内容、分布状況等
 - ・文化財保護法及び愛媛県文化財保護条例：史跡、名勝又は天然記念物
- サ その他の事項

(3) 地域の自然的状況・社会的状況の整理

環境影響評価の項目・手法の選定のために把握すべき対象地域の自然的状況及び社会的状況については、技術指針

(環境影響評価の項目の選定)

第7条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第9項までに定めるところにより行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

ア 大気環境

(ア) 大気質 硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、石炭粉じん、粉じん等、有害物質等

(イ) 騒音

(ウ) 振動

(エ) 悪臭

(オ) その他 気象、風害、低周波空気振動等

イ 水環境

(ア) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。） 水の汚れ、水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度等

(イ) 底質 水底の泥土、有害物質等

(ウ) 地下水 地下水の塩素イオン濃度、地下水の水位等

(エ) 水利用

(オ) 雨水排水

(カ) その他 流向及び流速、潮流等

ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。）

(ア) 地形及び地質 重要な地形及び地質等